

「令和7年度地域の底力発展事業助成」について

令和7年度におきましても、「東京都地域の底力発展事業助成」が継続されます。

これは、町会・自治会及び町会・自治会の連合組織が行う地域の課題解決のための取り組み等に対して、東京都が補助金の交付を行うものです。

当補助金は、市を介さず、各自治会から直接東京都へ申請する流れとなっております。申請方法等の詳細につきましては、各自治会長及び各地区連合会長宛てに2月4日(火)付でご案内冊子を送付しておりますので、ご関心をお持ちの団体におかれましては、ぜひご活用ください。

<事業概要>

別紙リーフレットのとおり

<昨年度との主な変更点>

(1) 申請方法等の変更

- ・「申請書類案の提出」を廃止 ⇒ 申請期間内に原本を提出する
- ・電子申請(LoGo フォーム)の導入

(2) 各回の申請スケジュールの変更

- ・申請期間を概ね2週間に統一

(3) 助成制度の変更

- ・対象経費の基準等の変更
- ・提出書類の変更

(4) 様式の一部変更

※詳細につきましては、送付したご案内冊子及び別紙リーフレットをご参照ください。

<問い合わせ>

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

電話:03-5388-3166 FAX:03-5388-1331

メール:S1121202@section.metro.tokyo.jp

令和7年度

町会・自治会の地域活動を応援します！

東京都地域の底力

発展事業助成

例えば、

住民の交流につながるお祭りや防災訓練などに活用いただけます。



助成上限額

20万円

※単一町会の場合
(詳しくは内側をご覧ください。)

助成率 1/2、10/10

(初めて申請される場合10/10になるなど、条件により異なります。)

申請期間は年4回

第1回 2月21日～3月5日

第2回 4月16日～4月30日

第3回 7月16日～7月30日

第4回 9月16日～9月30日

※1団体当たり年度内に1回のみ申請ができます。

※対象団体は、区市町村において登録・把握されている町会・自治会です。
(自治会として活動をしていても対象とならないケースがあります。)

助成の対象となる事業の要件は？

- 1 申請団体の町会・自治会が主催していること
→実行委員会形式の行事は対象になりません。
- 2 多くの地域住民（非会員含む）が参加する取組であること
- 3 年度内に実施し、完了するものであること

申請が多い事業は？

- 1 住民同士の交流イベント
(夏祭り、盆踊り、餅つき、桜祭りなど)
- 2 防災活動
(防災訓練、防災講習会など)
- 3 デジタル活用
(デジタル機器の使い方講習会、町会イベントの配信など)

助成の対象、対象外となる経費は？

事項	対象となる例	対象外の例
謝礼金	○専門家講師謝礼 ○公演団体謝礼	○町会・自治会の役員や内部団体への謝礼 ○協力する町会員への謝礼金
打合せ経費	○打合せのペットボトル飲料代	○喫茶店等での飲料代 ○アルコール類、茶菓子・お弁当などの飲食費
物品購入費	○事務用品類 ○参加賞、景品 ○模擬店、炊き出し訓練等で、調理して食品を提供する場合の食材費	○備蓄用、補充・補てん用の物品 ○調理済み惣菜等、アルコール類 ○敬老記念品などの贈答品 ○金券類（図書カード等） ○娯楽性が高い物品（カラオケ機器等）
印刷経費	○チラシ・ポスターの印刷経費 ○看板の印刷費	都への報告のための印刷、現像代
役務費	○紅白幕のクリーニング代 ○案内状などの切手代、郵送料 ○物品などの運搬費用 ○保険料（イベント保険等） ○道路使用許可手数料	○ガソリン代・交通費 ○駐車場代 ○光熱水費（電気代、水道代、ガス代等） ○ホームページの更新手数料 ○電話代・インターネットの通信費
委託料	○舞台設営・撤去の委託経費	○総事業費の5割を超える委託料等
レンタル・リース料	○会議室使用料 ○音響機材レンタル料	○総事業費の5割を超えるレンタル・リース料
工事費	○電気工事 ○照明工事	○倉庫設置工事 ○エアコン設置工事 ○総事業費の5割を超える工事費

申請では事業区分が設定されています。申請主体によって限度額は異なります。

事業区分	助成限度額
A 地域の課題解決のための取組	区市町村の範囲を超えた町会・自治会の連合組織 (東京都町会連合会) } → 200万円 区市町村を単位とする町会・自治会の連合組織 (〇〇区町会連合会、〇〇市自治会連合会 等) 一部地域を単位とする町会・自治会の連合組織 (〇〇地区町会連合会 等) → 100万円 単一町会・自治会 → 20万円
B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組	
区	
分	
B-1 防災・節電活動	
B-2 子ども・若者育成支援	
B-3 高齢者等の見守り活動	
B-4 防犯活動	
B-5 多文化共生社会づくり	
B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組（デジタル活用支援）	
C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	申請団体（単一町会・自治会） → 50万円
D 単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会、自治体等を除く。）と連携して実施する地域の課題解決のための取組	申請団体（単一町会・自治会） → 30万円

申請の方法や、申請書様式のダウンロード、申請に当たっての注意事項など
詳細は、都のホームページにてご確認ください。

地域の底力



助成の対象とならない事業

- ・ 物品購入や施設整備を目的とした事業（例：町会会館の修繕）
- ・ 娯楽や式典を主な目的とする事業（例：慰安旅行、花火大会）
- ・ 神事や仏事の実施を目的とする事業（例：宗教的な祭礼）
- ・ 参加が一部住民に限られる事業（例：町会の役員のみが参加する催し）
- ・ 東京都外で実施する事業 ・ 専門業者に全面的に委託する事業 など

よくある質問



Q 申請に必要なものは何ですか？

A 申請書、事業計画書、収支予算書のほか、団体の会則・規約、役員名簿、前年度の決算・事業報告書が必要です。

Q 助成金はいつもらえますか？

A 事業終了後、実績報告書類を都に提出していただいた後、約2ヶ月後に町会・自治会の口座に振り込みます。

Q 交付決定前に実施するイベントは対象になりますか？

A 事業の主たる部分の実施時期が交付決定時期よりも前に終了する事業は対象になりません。

Q 複数の町会や、他団体と連携をする際の注意事項は何ですか？

A イベント当日のみの参加や単なる手伝いにならないように、企画段階から事業終了まで連携して取組を進めることが必要となります。

Q 事業実施に当たり注意が必要なことは何ですか？

A 実績報告に必要となるため、宛名やただし書きが正しく記載されている等の要件を満たした領収書を受領してください。
また、助成金で購入した物品等を事業で活用した写真が必要となるので、撮影を忘れずに行ってください。

地域の底力発展事業助成 **電話相談窓口** **03-5388-3166**

東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

F A X 03-5388-1331

メール S1121202@section.metro.tokyo.jp

